

指定地域密着型サービス事業所の指定状況について

1 地域密着型サービス事業所の廃止（介護保険法第78条の5第2項）

名 称	文京区介護予防拠点いきいき森川
申 請 者	企業組合労協センター事業団
サ ー ビ ス 種 別	地域密着型通所介護
所 在 地	文京区本郷六丁目10番6号
廃 止 年 月 日	平成31年3月31日
廃 止 事 由	事業所運営の継続が難しいと判断したため

2 他区市町村長に対し同意を得て指定した地域密着型サービス事業所（介護保険法第78条の2第4項第4号）

名 称	せいふうケア リハビリホーム新白河
申 請 者	株式会社せいふうケア
サ ー ビ ス 種 別	地域密着型通所介護
所 在 地	福島県白河市新白河一丁目34番地2号
指 定 年 月 日	平成31年4月1日
指 定 事 由	指定更新のため